

蕪崎市文化ホール施設使用料 大ホール

2017.04.01

区 分		使 用 料							
		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜	全 日		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		
大 ホ ー ル	入場料を徴収しないで使用する場合	平 日	円 18,000	円 27,000	円 37,000	円 46,000	円 64,000	円 75,000	
		日曜日、土曜日 及び休日	23,000	34,000	46,000	57,000	81,000	93,000	
	1,000円以下の入 場料を徴収して使 用する場合	平 日	24,000	36,000	48,000	60,000	84,000	97,000	
		日曜日、土曜日 及び休日	30,000	45,000	60,000	75,000	105,000	121,000	
	1,000円を超え 3,000円以下の入 場料を徴収して使 用する場合	平 日	31,000	47,000	63,000	78,000	110,000	127,000	
		日曜日、土曜日 及び休日	39,000	58,000	78,000	98,000	137,000	159,000	
	3,000円を超える 入場料を徴収して 使用する場合	平 日	37,000	55,000	74,000	92,000	129,000	150,000	
		日曜日、土曜日 及び休日	46,000	69,000	92,000	115,000	162,000	187,000	
	楽 屋	大ホール楽屋1		1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	4,000
		大ホール楽屋2		700	700	700	1,300	1,300	2,000
大ホール楽屋3		700	700	700	1,300	1,300	2,000		
大ホール楽屋4		700	700	700	1,300	1,300	2,000		
大ホール楽屋5		700	700	700	1,300	1,300	2,000		

備 考

- (1) 「平日」とは、月曜日から金曜日まで((2)に規定する休日を除く。)をいう。
- (2) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- (3) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場料の対価として徴収するものをいう。
- (4) 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (5) 入場料を徴収しないでホールを営業活動のために使用する場合の使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額。その他施設を営業活動のために使用する場合の使用料の額も同様とする。ただし、会議室を営業活動のために使用する場合の使用料の額は、100分の200に相当する額、美術展示室を営業活動のために使用する場合の使用料の額は、100分の300に相当する額とする。
- (6) ホールを専ら練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額((5)に該当する場合にあっては、(5)において算出された額)の100分の70に相当する額とする。
- (7) 許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過1時間について、1に定める使用料の額を基準として市長が別に定める額(付属設備等の使用料を除く。)の100分の120に相当する額とする。
- (8) (5)、(6)及び(7)において算出された使用料の額に10円未満の端数があるときは、切捨てる。